

連盟公式競技会で競技者に着用が許されるスケート用品・ 用具の商業マーク等についての規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）が主催または後援する競技会に参加する競技役員及び競技者が着用する衣服、使用するスケート用品・用具等につけることが許される商業マーク等はこの規程に定める範囲に限られる。

(競技会参加資格の制限)

第2条 競技会に参加する場合、この規程に反する商業マーク等を表示した衣服・用品・用具等を着用する者は競技会に参加できない。もし、競技会終了後に明らかになった場合でも、競技会の記録および成績を取り消すことができる。

(管理者)

第3条 競技会における商業マーク等の管理をする管理者は、当該大会の実行委員会が指名する。

(商業マーク等の使用基準)

第4条 商業マーク等の使用基準は次のとおりとする。

- 2 本連盟公式競技会における役員、コーチ、競技者が着用する衣服の商業マーク及び製造メーカーのトレード・マークは、大きさ・数・場所の規制は行わないが、フィギュアスケートのコスチュームにはいかなる商業マーク・トレード・マークを付けてはならない。また以下の業種の商業マークを付けることはできない。
 - (1) タバコ関連
 - (2) 消費者金融関連
 - (3) 遊戯関連事業関連
 - (4) 未成年者のアルコール飲料関連
- 3 スケート/ブーツ、グラス、グローブ、ヘルメット（カバーなしで）のような技術的用具に、製造メーカーのトレードマーク以外の広告マークは許されない。
- 4 役員、コーチ、サービス関係者及びスケーターが所属クラブ名を表示する場合は、本連盟に登録された所属の名称を使用すること。ただし団体対抗競技の都道府県名の表示を除く。
 - (1) 所属クラブ名の表示については、大きさ、数等は特に規制をしない。

ただし使用する名称は日本スケート連盟に登録した所属名又は略称を使用すること。

(使用承認)

第5条 前第4条に該当する内容のうち商業マーク及び製造メーカーのトレード・マークを使用する場合のみ次の手続きにより承認する。(所属名又は略称は届出を必要としない。)

- (1) 毎年9月30日までに表示する内容・場所、個数、大きさ等明記した「届出書」(別紙様式)により本連盟あてに提出し、承認を得なければならない。
- (2) 承認の手続きは、本連盟スピード委員会、フィギュア委員会において内容を確認した上、規程の範囲内で特に指摘する事項がない場合は、申請者へは承認済の通知は省略する。

(本規則の適用範囲)

第6条 本規則の適用は、本連盟が主催又は後援する国内競技会に参加する競技役員及び競技者である。

- 2 総てのISU選手権、並びにISU後援の下に組織される他の総ての国際競技会に参加する場合は、ISU規則第102条第6項を適用しなければならない。

第7条 付則

- 1 本規則は昭和60年10月14日制定施行する。

昭和61年 7月29日 改正

平成10年10月15日 改正

平成12年10月18日 改正

平成13年 3月28日 改正

平成23年 8月29日 改正

平成24年 7月 2日 改正